

軽微な変更説明書

先に確認済証の交付を受けた下記計画について、建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更がありましたので、当該変更の内容を下記のとおり説明します。

1. 確認番号	第H 26 SBC— 確 （計変確） 99999 H ・Y・M 号			施工者様等が提出される場合
2. 提出者 (該当欄チェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 設計者 / <input type="checkbox"/> 工事監理者 / <input type="checkbox"/> 代理者 / <input type="checkbox"/> その他（※下欄に記入要） 事務所名： 建築士登録（ 級）建築士（ 氏名： 登録）第（ ）号			
3. 関係許認可 (該当欄チェック)	◆建築基準法（条例）、都計法、宅造法、都市緑地法など関係許認可 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ 変更に必要な手続き（変更許可、届出、協議等）終了しています。 ⇒ <input type="checkbox"/> 検査済であり、当該許認可の変更手続きはありません。			
4. 変更内容及び規則第3条の2該当号	番号	変更内容	規則号	*SBC記入欄
	1	耐力壁の仕様変更（筋交い 90×45⇒構造用合板 9 ^{ミリ} ）	第9号	
	2	キッチン熱源の変更（ガス⇒IH） （*内装は準不燃PB+クロスで変更なし）	第15号	
	3	洋室（1）サッシの形状変更（FIX⇒縦滑り） （*サッシ外形寸法の変更なし、採光・換気検討対象外）	第13号	
5. 添付図書 ※要設計者印	1階平面図、2階平面図、立面図、 変更箇所を明示した、変更後の図面を添付して下さい。			

特例適用で耐力減少のない場合に限りです。

検査の無い許可の場合は特にご注意下さい。

IHからガスへの変更は換気量計算、内装制限が付加される為、準防火地域内の住宅等では計画変更になります。

特例の適用外で、採光、換気の減少ある場合は、軽微な変更の対象外です。

(注意)

- ① 軽微な変更該当しないと判断された場合「計画変更確認」または「追加説明書」が必要です。
- ② 枠内に必要事項を記入し、関係図書を添付して下さい。検査申請書三面にも記載を要します。
- ③ 4.には、変更の概要を項目ごとに箇条書きとし、右欄に規則第3条の2該当号を記入して下さい。
- ④ 敷地面積、建築面積、延べ面積、高さ等の変更は数値を明記し、「建築計画概要書」添付して下さい。
- ⑤ 添付図書は、変更後のみとし、変更箇所が明確に判るよう記載（マーキング、着色等）して下さい。